

公 示 第 2 号  
平成17年2月17日  
最終改正 ( 公 示 第 5 号 )  
令和8年4月27日

### 貨物検査場所の指定について

関税法第69条第1項の規定により、中部空港税関支署管内における貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

平成17年2月17日

中部空港税関支署長 市川 正 助

#### 記

- 1 保税地域として税関長が許可した場所（中部国際空港総合保税地域のうち中部外郵出張所の管轄区域内に所在するものを除く。以下同じ。）
- 2 中部空港税関支署の貨物検査場、旅具検査場及び事務室
- 3 中部国際空港第1旅客ターミナルビルの3階出発ロビー、ソーティングエリア内手荷物一時保管エリア、国際線出発バスラウンジ及び国際線各搭乗ゲートからボーディングブリッジまでの区域
- 4 中部国際空港第2旅客ターミナルビルの2階出発ロビー、ビジネスジェットターミナル、ソーティングエリア内手荷物一時保管エリア、国際線出発バスラウンジ、国際線出発エレベーターホール及び国際線各搭乗ゲートからボーディンググループまでの区域
- 5 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 保税地域として税関長が許可した場所（中部外郵出張所の管轄区域内に所在するものを除く。）
  - (2) 中部空港税関支署の貨物検査場、旅具検査場及び事務室
  - (3) 中部国際空港第2旅客ターミナルビルのビジネスジェットターミナル

#### 附 則

この公示は、令和8年5月1日から施行する。